

令和 5 年度

秋田県いじめ問題対策審議会議事録

秋田県教育委員会

令和５年度秋田県いじめ問題対策審議会議事録（要旨）

- 1 期 日 令和６年１月２６日 金曜日
- 2 場 所 秋田県庁第二庁舎４階 災害医療対策室
- 3 開 会 午後１時３０分
- 4 閉 会 午後３時００分
- 5 出席委員 嵯 峨 宏
三 島 和 夫
綾 部 直 子
齋 藤 透

6 教育庁（事務局）出席者

教育次長	和 田 渉
総務課長	高 島 知 行
義務教育課長	稲 畑 航 平
高校教育課長	藤 澤 修
特別支援教育課長	熊 谷 司
義務教育課指導主事	畠 山 公 次
特別支援教育課指導主事	長 崎 雪 子
保健体育課主任指導主事	米沢谷 修
生涯学習課社会教育主事	佐 藤 賢 輝
高校教育課チームリーダー	伊 藤 淳
高校教育課主任指導主事	櫻 田 瑞 子
高校教育課指導主事	丹 啓 記

7 次 第

- (1) 報告（「令和４年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について）
- (2) 協議
 - ・いじめの対応が組織として機能する学校の在り方について
- (3) その他

【司会】

ただいまから、令和5年度秋田県いじめ問題対策審議会を開会する。はじめに、秋田県教育委員会、教育次長が御挨拶申し上げる。

【事務局】

本日は大変お忙しい中、お集まりいただき、御礼を申し上げます。また、日頃から本県教育の充実・発展に御協力をいただいていることに重ねて感謝申し上げます。

本審議会は、平成28年に施行された秋田県いじめ防止対策推進条例第23条に基づいて設置されている。本条例は、全ての子どもたちが安心して健やかに成長することができる環境を社会全体で作りを上げることを目指し、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の相互の連携協力の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することに定められたものであり、いじめの防止等のための対策を実効的に行うことが、本審議会の目的となっている。

さて、令和4年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の国立・公立・私立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの認知件数は4,959件で、前年度から746件増加している。令和4年度は、全国的にも、いじめの認知件数が増加しており、その要因として、新型コロナウイルス感染症の影響で、制限された部活動や学校行事など、様々な活動が再開され、接触機会が増加したこと、いじめ防止対策推進法における、いじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことなどが挙げられている。昨年6月でいじめ防止対策推進法が成立してから10年となるが、全国的には、深刻な事態が後を絶たない。県教育委員会では、いじめ問題について、児童生徒に寄り添って対応していくために、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめを積極的に認知し、初期段階から適切に対応しなければならないと捉えている。また、今後も各校における学校いじめ対策組織を一層機能させ、いじめの未然防止及び早期対応、再発防止に向けた取組を、各校の実情に応じて一層推進してまいりたい。

そのために県教育委員会として、そして、学校として何をすべきか、専門的な知識や豊富な御経験をおもちの委員の皆様方から御提言をいただきたいと考えている。それぞれのお立場から忌憚のない御意見等をお願いしたい。

【司会】

次に、委員の皆様を御紹介する。（委員紹介）

【司会】

次に、教育庁関係者を御紹介する。（教育庁出席者紹介）

【司会】

それでは、次第に沿って会議を進めていく。

ここからの議事進行は、秋田県いじめ防止対策推進条例第26条第2項の規定に基づき、会長にお願いする。

【議長】

今年度は秋田弁護士会の会長をし、県内で生じている様々な問題に取り組んできた。いじめの問題は学校などの教育機関で発生する問題かもしれないが、子どもたちの将来に影響を及ぼすことなので、問題が深刻しないよう、本審議会でも有用な提言をしていきたい。

平成25年にいじめ防止対策推進法が制定施行され、10年が経過した。これによりいじめ問題の取組が強化され、いじめを早期に発見することができるようになったが、いじめの認知件数、重大事態の発生件数は、長期的、全国的に見ると、増加の一途をたどっている。そうした状況を踏まえ、昨年度の審議会では、いじめの未然防止教育のあり方というテーマで議論したが、未だいじめの問題が解消されつつある状況には至っていない。昨年度の審議会以降、県教育委員会では、いじめの未然防止を図るため、いろいろ取り組んできたと聞いている。そちらにも引き続き取り組んでいただきたいが、いじめの問題が重大化しているケースも見受けられるので、いじめを認知した後の対応について、不十分にならないよう検討する必要がある。

今回は県教育委員会から、いじめの対応が組織として機能する学校のあり方について諮問を受けた。審議会の委員は、学校教育機関の外側にいる立場として、具体的な改善点を述べていきたい。

それでは、本県のいじめ等の状況について事務局から報告をお願いする。

【司会】

それでは、本県のいじめ等の状況について各課から報告し、その後で質疑応答を行う。義務教育課、高校教育課、特別支援教育課の順に報告をお願いする。

【事務局】

義務教育課からは小・中学校の状況について説明する。本県の小・中学校におけるいじめの認知件数は、小学校が3,894件、中学校が854件、計4,748件である。前回の調査と比較して小学校は606件の増加、中学校は121件の増加、小中合わせて、計727件の増加となっている。令和4年度の状況であり、5類に移行する前で新型コロナウイルス感染症の影響が続き、感染を予防しながらの生活の状況であるが、部活動や学校行事などの様々な活動が徐々に再開された状況であり、接触機会が増加したこと、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義や、いじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと、アンケートや教育相談の充実による児童生徒の状況を細かに見取ること、SNS等のネット上のいじめについての積極的な認知などにより、いじめの認知件数が増加したものと考えている。引き続きいじめの積極的認知により早期に対応することで、重大事態に至る前に未然に防止する。昨年のテーマにある未然に防止することや、いじめ防止対策推進法に基づき、取り上げるべき事案に適切に対処していくことが重要であることを引き続き学校に指導してまいりたい。

【事務局】

高等学校の状況について説明する。高等学校における令和4年度はいじめの認知件数は、公立私立全日制定時制通信制を合わせて206件、前年度と比較して31件の増加となった。認知件数の増加は、いじめを積極的に認知していることも一つ大きな要因と思うが、やはり令和4年度に、様々な教育活動が少しずつコロナ前に戻りつつあり、人間関係の変化があったからと考えている。高校教育課では、毎年4月1日付けで、県立高校、中学校の全職員に対して、生徒や保護者等からいじめ相談があった際の学校における組織的かつ実効的な対応と、高校教育課への報告の徹底をお願いしている。各校においては、生徒・保護者からいじめ相談があった際には、教職員は直ちに管理職に報告し、速やかに組織委員会を開催することになっている。それから、校長が事実確認を待つことなく、高校教育課に速やかに電話と文書で、第一報を報告することになっている。高校教育課では複数の担当で情報の共有を図り、学校の対応等について検討するとともに、必要に応じて、学校に対して、指導や支援を行っている。各校と高校教育課が一体となって迅速かつ組織的な初期対応が行えるよう組織体制を構築しているところである。この他に、毎年7月に全県の県立高校を対象に、いじめに関するアンケート調査を実施している。いじめの実態を把握して、早期発見、解決に向けた取組を推進している。さらに、2回目の調査として、毎年11月には、いじめの認知件数等に関する調査を実施し、各校におけるいじめの認知、及びその後の解消の状況を把握して、いじめの解消がどれくらい進んでいるかも把握している。各校のいじめの早期発見に向けた取組は定期的なアンケートの実施や、クラス担任による面談、職員会議や打ち合わせ等での生徒の情報の共有等を行っている。いじめの解決に向けた取組としては、日常的な生徒の観察に加えて生徒・保護者等の訴えがあった場合には、直ちに校内いじめ対策組織を立ち上げ、情報を共有して、組織的に対応している。

次に令和4年度の小・中学校、高校、特別支援学校合わせた千人当たりのいじめの認知件数だが、本県では千人当たり60.2件となっている。全国では53.3件であるので、千人当たりでいうと、秋田県は全国よりも、いじめが認知されている割合が高い状況にある。

【事務局】

特別支援学校の状況について説明する。令和4年度はいじめの認知件数は5件で、学校数は3校であった。前年比では12件減少している。特別支援教育課としては、些細な内容であっても、いじめを認知し報告するよう、各校に伝えている。また、学校のいじめ防止基本方針に基づき、学校全体で組織的ないじめ対策を行うように、様々な機会に確認している。生徒指導主事だけでなく、学校として対策するという方針が教職員全員に浸透し、一つの案件について組織で内容を詳細まで確認し合っており、その上で、いじめと認知されているものを報告することとしている。いじめの内容は、冷やかしかし、悪口など嫌なことを言われる、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされることであった。5件とも、被害生徒への対応、加害生徒や保護者、学年全体への指導等を行い、現在は解消している。今後も校長会や、教頭会、生徒指導主事等の会議で、学校のいじめ防止対策について取り上げ、未然防止や早期発見、早期対応に努める。

【議長】

ただいまの報告について、御質問や御意見等はないか。

【委員】

先ほど報告のあった冷やかしや嫌なことがある等の内容について、口頭で教えてもらったが、テキストや表でも見せてもらいたい。その方が初めて見ても、理解しやすい。冷やかしだったらよいということではないが、例えば重大事案がどのくらいあったのか知りたい。小学校でのいじめの件数は増加の実数が示されているが、おそらく増加率で見れば小中高いずれも似たようなものと思う。ジェネレーションによりいじめの増加率に違いがあるかや全国との比較、学校の規模で違うのか、都市部と郡部で違うのか、いじめの実態やその背景が分かるようなデータもつける工夫があればよい。

【議長】

私も全く同じ意見をもっている。なぜ毎回いじめの認知件数を取り上げてデータとして出すのか。いじめの問題が深刻化している話が出ていたが、県教育委員会では認知件数の増加は否定的には考えていないとのことなのでどこが深刻化してるか分からない。審議会で議論をしやすい資料等を提供してもらいたい。いじめの対応に関しては何もデータが示されていない。いじめの対応についても統計資料等を何かしら示してもらいたい。認知件数ばかりを取り上げて、全国で何番目というデータを出しても意味がないので、このデータは今後削ってもよい。

【議長】

他に質問がないようなので、昨年度審議会での提言の県教育委員会の取組について事務局から報告をお願いする。

【事務局】

昨年度の審議会では、いじめの未然防止教育のあり方について、各学校及び各教育機関において、これまで取り組んできたことに加えて、人権教育を実施するなどして、いじめの未然防止を図ってもらいたいと提言があった。

このことについて、県教育委員会では、県内すべての学校に配布している学校教育の指針において、全教育活動として取り組む教育課題の一つとして、人権教育を取り上げる、人権を守ろうとする意識、意欲、態度を育成するなど、取組を進めてきた。取組の詳細は、委員の皆様事前に知らせしている。また、昨年11月22日に、PTA等の学校関係者、警察等の関係機関が参加する秋田県いじめ問題対策連絡協議会が開催された。この協議会は、本県はいじめの現状の共有や学校と関係機関との連携を目的としている。「いじめの未然防止、早期発見等における適切な対応に向けた、県、市町村及び学校の取組に関する事項」をテーマに協議した。

【議長】

ただいまの報告について、御質問等はないか。

ちなみに、昨年、人権教育の実施を提言したのは私である。特に弁護士によるいじめ防止授業を活用の方がよいとの話をした。弁護士は人権擁護活動をしており、人権教育に精通している。弁護士によるいじめ防止授業実施の検討を提言したが、こちらの方は検討したか、回答をお願いする。

【事務局】

検討中である。

【議長】

これについては昨年だけでなく毎年言っている。検討中としては長いと思うが、引き続き、実現できるよう検討をお願いしたい。また、いじめ問題対策連絡協議会について、関係機関との連携を図るとの話であったが、具体的にどのような連携をしているのか教えてもらいたい。

【事務局】

PTAの代表、警察、法務局、弁護士会、医師などのそれぞれの立場から、いじめに対してどのような対応が可能か意見をいただき、お互いにできることを話し合い、情報交換をする場となった。

【議長】

各機関の取組については個々にとどまっており、連携はほとんど進んでないと感じている。関係機関との連携はどのようなことができるか引き続き検討していただきたい。

他に何か質問等あるか。

【委員】

先ほどの人権を守ろうとする意識の育成の取組については事前に資料を配付しているとのことだが、今一度、口頭で説明してもらえるか。

【事務局】

あきた未来戦略課が、多様性に満ちた社会づくりを推進するために作成した冊子「多様性を考えよう」の編集に携わり、児童生徒に身近な事例を示しながらいじめの未然防止に努めた。義務教育課では、小学校生徒指導研究協議会において、日本ユニセフ協会による「ユニセフと考えよう『子どもの権利』が守られた学校づくり」と題した講演会を実施した。学校現場で活用できる身近な事例が紹介されており、子どもの権利について理解が深まった。高校教育課では、県内の全ての高等学校の教頭を対象としたいじめの防止等に係る研修会や、生徒指導主事を対象とした生徒指導研究協議会を実施した。生徒が主体となるいじめの防止教育等について各校の事例を共有することにより、生徒が互いの個性や多様性を認め合い安心した学校生活を送れるような指導につながった。特別支援教育課では、生徒指導主事連絡協議会において、児童生徒のよりよい人間関係を構築するための学級経営を支える取組について協議を行った。普段何気なく使っている言葉について、他者がどう感じるかということを考えるグループ学習が紹介されるなど、いじめ未然防止に向けた好事例が共有された。

【委員】

生徒の反応や理解度について教えていただきたい。

【事務局】

特別支援教育課では、最後に紹介のあった児童生徒のよりよい人間関係を構築するための学級経営を支える取組についてお伝えする。グループ学習で、ポジティブワードを子どもたち同士で考えた後に、休み時間等に実際に使ってみるといいう様子が見られ、少しずつ子どもたちの関係性が変わってきたという報告を受けている。

【議長】

多様性に関する教育は引き続き行っていただきたい。ただ、毎回県教委で実施しているということなので、できれば民間の、例えば専門的に法律に携わっている方から教育してもらうのが望ましいと思っている。今は、多様性やインクルージョンを含めて社会のあり方を考えることが求められるが、子どもたちには難しい話だと思う。子どもたちの理解度を常に確認するようにしてもらいたい。他に質問等はあるか。

他に質問がないようなので、協議に入りたい。あらかじめ事務局から協議題が提出されているので、事務局から協議題の設定理由の説明をお願いしたい。

【事務局】

本審議会のもち方については、昨年度の審議会において、協議題を設けずに、学校における課題等を示した上で、その課題について協議する方法もあるという意見があったが、事務局で検討の結果、審議会において各校の具体的な事例や課題について、審議することが難しく、また限られた時間で円滑に協議を進めるためには協議題が必要であるとの判断に至り、これまで通り協議題を設定した。

協議題の設定理由について、学校現場の状況も合わせて説明する。「いじめ防止対策推進法」が施行され今年度で10年になる。各学校では、児童生徒や保護者からいじめの相談があった場合には、相談を受けた職員は直ちに管理職に報告し、校内いじめ対策組織を核として組織的に対応することが意識付けられた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなどして、相談体制の充実を図ってきた。

このようにして、いじめへの対応を進めてきたが、法が示すいじめの定義と趣旨を十分に理解した上で教員間又は学校と保護者間での共通理解を図ることの難しさや、それに起因する不適切な初期対応による事案解決の長期化、被害を訴える児童生徒や保護者への対応等の課題が顕在化している。具体的には、いじめ問題に責任を感じ、教員が個人で解決しようとして抱え込んでしまう事例や、いじめ被害を訴えた生徒及び保護者の心情への配慮に欠ける学校の対応により長期化する事例などが散見される。

これらのことを踏まえ、協議題を「いじめの対応が組織として機能する学校の在り方について」として、推進法施行後におけるいじめへの取組の状況や社会の変化などを踏まえ、改めて、いじめへの対応において、学校が組織としてより機能していくための方策について、本審議会から御提言を賜りたく、本日の協議題として設定させていただいた。

【議長】

では協議していききたいが、まず、協議題について委員から質問等はないか。

【委員】

協議題の設定理由はよく分かる。今、いくつかの課題を挙げてもらい、正にその通りだと思う。ただ、逆に言うと、これは全国どこでも、組織としてどうするかについて議論されてきたことであり、ここで大きく変えることを提言しようとしても、建前的なことしか出てこない。今、文科省等でも、例えば、被害児童のサポートや、教職員のトレーニングなど、いろいろな取組をしていると思う。秋田県ではどこに弱点があるのかという分析があって、それについてのディスカッションでないと、この短時間でなかなか効果的な意見交換はできない。今、秋田県としては、どこがうまく機能していないのか現状分析がされているのか。例えば、先ほどあった現場の先生について、今先生たちも多忙を極めていて、メンタルヘルスの問題を抱える先生もたくさんいる。その中で現場で一人で、抱え込んでしまい後手後手に回る。できるだけ一人で抱え込まないで管理職に相談をしてください、組織として対処しましょうと言っても、これまでの事案を見ると、管理職がうまく対応しない場合もある。隠蔽とまでは言えないが、早めに対応すべき事例もあったと思う。そういうのを含めて、文科省が言う組織対応の試みやポイントについて、何がこれまでうまくいかなかったのか分析があれば、教えていただきたい。

【事務局】

高校の現場の話をする。先ほど説明したように高校教育課に現場からいじめの第一報をあげてもらっている。第一報の内容は様々なケースがあるが、いじめなのか生徒同士のいさかいなのか分からない情報を得た教員が、生徒に事実確認をしてしまった後に管理職がそのことを受け、高校教育課に第一報を上げるケースがある。その時に私どもは、情報を得てからすぐに組織委員会を開催すべきだ、誰が聞き取りをするのか、どのタイミングで聞き取りをするのか、保護者には、誰がいつ、どのような内容を伝えるのか。そういったことをきちんと組織委員会で話し合うよう指示している。ただそこを指導しても、うまくいかないケースがある。

それから、どのケースがいじめなのかというところが正確に掴めずに、担任が抱え込んでしまうケースは未だにある。担任だけではなく、部活動の顧問、学年部で抱え込んでしまい報告が遅れる場合もある。それから一番してはいけないのは生徒の変化を見逃してしまうこと。生徒はいろいろ悩んでいるが、それを発信しない。何かしらのシグナルがあるはずだが、学校側が見逃してしまうケースもある。また、管理職がリーダーシップをとりどんな小さなことでも組織で対応しようとする雰囲気を作って組織対応していけるか。ここにも課題がある。具体的に言うと、被害者、加害者にどちらか一方の意見を聞いてしまい、なかなか総合的に判断できない。組織がきちんと機能しているかということ、十分には機能しないケースもある。

【委員】

今聞いた中では生徒の変化を見逃さないとか、いじめの判断は、教職員への教育、研修を通してスキルアップをしていくしかない。先生方がいじめの相談を受けたとき、自分で何とかしなくてはいけないと思うのは、義務感や責任感からである。生徒に一番近い先生の熱い思いから自分で解決できるものがあれば、何とかしてあげたいと着手してしまう。そうではなくて、すぐに報告して、システムティックに対応していくのは、なかなか口で言うほど簡単ではないと思う。決して現場の先生の悪意からきている訳ではないので、そういう熱い思いをどのように効率的な調査や対応に結び付けていくかは、杓子定規では難しいと思った。そういう事例でもうまくいくケースもあるのだから、困った事例を出してほしいと思う。失敗した事例のフィードバック、事例検討をきちんとしていくことで先生たちの対応のスキルアップをしていかなければいけない。そういう事例を前もって教えてもらえれば私たちも事前に勉強して、審議会で発言できるので下調べの資料をいただきたい。

【議長】

私も同じ感想をもっている。一つの事案があって、これはうまくいったとか、これはうまくいかなかったとか、何が結論を左右したかは終わってから分かることが結構あるのでケース毎に検証は必要ではないかと思っている。検証して、うまくいかなかったことがあれば、改善していく必要がある。

また、学校内のいじめ対策組織について話が合ったが具体的に年間どれぐらい各学校で対策組織が立ち上がっているか、件数については教育委員会で把握しているのか。

【事務局】

学校によりまちまちである。時期的にいじめが増える時期もあるが、基本的には月に数回は、高校ではいじめの組織委員会が行われていると考えてよい。

【議長】

実際に対策組織委員会が頻繁に行われていれば、慣れてきて、どう対応するかがきちんとできると思うが、立ち上げる回数が少ないと初めのうちはどうしたらいいのか分からないこともあると思う。また、どう対応したかについても教育委員会に報告して、後に分析することも、必要になってくると思う。大した事件でないと思いがちなものが意外と重大化する場合もあるので、こういったものもつぶさに取り上げることが必要であり、各学校への周知をお願いしたい。

【議長】

スクールカウンセラーに携わっている立場から、協議題についてお話していただければと思う。

【委員】

スクールカウンセラーに関わっている。私からも質問したい。今、例示されているのは学校単体を組織としてみなしているように聞こえたが、いじめがあつて管理職が教育委員会に一報を上げるとき、例えば、きちんと体裁を整えて、会議をきちんと開いていないと、何か報告しにくいとか、また戻されてしまうとか、そういう心理的な負担といったものはないのか。

【事務局】

高校教育課では、第一報を上げてもらうようにしており、その第一報は、まさに今、情報が入ったというものであり、詳細なものでなくてもよい。生徒や保護者、あるいは地域からこんな話があったというのを、そのままダイレクトに教えてくださいというものである。この後、組織委員会で、正確な情報共有に努めるようアドバイスするために第一報をもらっている。

【委員】

学校が組織として機能するという意味ではもちろん学校の中の在り方も重要だが、教育委員会との連携など広い意味での組織ということも大事と思う。

スクールカウンセラーとして学校に入っており、先生たちが忙しいことは把握している。スクールカウンセラーと先生方の役割分担を具体的にどのようにしていくかをお互い、明確に認識しないといけない。スクールカウンセラーの立場として、どうしても時間数が少ないとか、物理的な関わりの差はあるが、いじめの場合、被害生徒やその保護者との対応をする。場合によっては加害生徒やその保護者の対応や先生方に対するコンサルテーションもしている。先生方がなかなか頼みづらい現状があるかと思うが、役割分担や情報共有をしっかりとできると組織として機能する可能性を高めると感じている。

【議長】

スクールカウンセラーが各学校に十分行き届いてない話が前回の審議会でも出たが、実際、その後スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー増えているということはあるか。

【委員】

おそらく現状では変わっていない。

【議長】

事務局から、充実や拡大について、何か説明はないか。

【事務局】

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー全体としては、増加の方針でいる。具体的にスクールソーシャルワーカーについては、今の配置形態としては、県教育委員会に八つの事務所出張所があるが、そこに順次配置を拡大している状況である。昨年も2名を新たに配置しており、今後、順次増やしていきたいと考えている。スクールカウンセラーについては、小中で状況が異なっており、中学校については全ての学校にスクールカウンセラーを配置している。小学校については、エリアカウンセラーという形で、それぞれの地域ごとに配置して、地域内の小学校の対応をしている。今後の予算が確定してないので申し上げられる状態にはないが、スクールカウンセラーも相談件数が増加し

ている。さらには、前回の協議題であった、未然防止教育についてもスクールカウンセラーに担ってもらう部分が非常に大きいと考えており、このような観点から、スクールカウンセラーについても配置を拡大している状況である。

他方で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの担い手が秋田県内において、見つけるのは難しいというのが我々の最大の悩みであり、予算を確保しても、公認心理師、臨床心理士の方がいない。あるいはスクールソーシャルワーカーだと社会福祉士のような方がいない。人材を見つけるのに非常に苦労している現状がある。

【議長】

スクールカウンセラーは子どもたちの相談だけでなく、保護者の相談も受け付けているのか。

【事務局】

その通りである。状況により先生方のカウンセリングもしている。

【議長】

スクールソーシャルワーカーはどういったことをしているのか。

【事務局】

スクールソーシャルワーカーは、簡単に言うと、それぞれの福祉系の機関と学校の間をつなぐ存在であると認識している。例えば、病院や社会福祉施設につなぐ必要がある児童生徒が潜在的にたくさんいるが、そのような児童生徒一人一人にカウンセリングして、それぞれの必要な機関に紹介してつないでいく、場合によっては一緒に病院に連れて行くのがスクールソーシャルワーカーである。

【議長】

担い手の問題が挙げられていたが、ある程度の手当を出さないと集まらないのではないかと考える。協議題について、意見を願います。

【委員】

協議題が組織的対応であれば、現状どのような組織的対応が行われているのか、課題は何なのか分かる資料が欲しかった。それをもとに協議すれば、より意味のある提言ができるのではないかと思います。

先ほどから聞いていて組織について、多少分けて考える必要があると思う。学校には、年間を通して、いじめに関して、総合的に判断するいじめ防止対策委員会、名称は様々だが、そういう組織が、小中学校に必ずある。いじめの防止策を検討したり、いじめを発見するためのアンケートの方法は適切かどうか、保護者にはいじめ予防について周知したらよいのかなど、総合的にいじめ対策を考えて実行している組織である。一方、いじめを認知した後で、その対応に当たる組織が作られる。校長のリーダーシップのもと、被害者の担任、学年主任、加害者の担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーが校長室に集まって、役割分担を決めて、どう対応するか。例えば、夕方4時には、必ずここにもう一回集まって情報共有をするというふうに解決まで丁寧な道筋を取って当たっていくような組織がいじめが発覚すると作られる。この両方の組織の話を混同しているのかと感じた。

【委員】

学校現場のいじめ対応の中で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのようなサポートの整備も必要だが人材が足りない。議長から報酬の話があったが、秋田県は全国の中で公認心理師の数が人口比で断トツに少ないということもある。精神保健福祉士、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーにしても、フリーで働ける方を探すよりは、病院の常勤の方を病院に依頼をして派遣してもらうとか、今いる人材、マンパワーを何か掘り起こす取組をしないと、とても人手は足りないと思う。

いじめ対策については、担任が事案が発生していると思ったときに、報告のハードルになるのは、問題が大きくなったときにどれだけ労力がかかるのかということに現実問題があると思う。それでまた、担任自身にストレスがかかる。担任が対策組織のメンバーに入り、対策の負担をもろにかぶるやり方は良くないと思う。もちろん聞き取りや情報提供はしなくてはいけないが対応のマネジメント等に担任が中心に関わるのあまり良くないと感じた。

【議長】

協議題について意見を述べていく。いろいろ考えたが、結論としては非常に単純な意見であり、や

ろうとしてできない内容ではないので、ぜひ参考にしてもらいたい。

まず、いじめの問題を深刻化、重大化しないようにするため、今後どうしたらよいかを述べる。協議題の設定理由の説明に対して、いじめの定義について少し触れられていたが、いじめ防止法において、いじめは被害児童が心身の苦痛を感じているものと定義づけられている。いじめ防止法がそのように定義づけたのは、いじめであると認知されず、何も対応することができないまま、心身の苦痛を感じている児童が自殺するに至ったり、不登校となったりするケースが見られ、いじめの早期発見が可能となるよう、いじめの定義をそのように緩やかにしたと捉えられている。そのようなこともあり、いじめ防止法制定当初から、いじめの認知件数が増加することが、いじめを早期に発見していることの現れとして、前向きに評価されている。そのため学校などの教育機関は、いじめの認知件数を増やすこと、いじめの早期発見について、重点的に取り組んできたものと思われる。しかしながらいじめの対応については、いじめを認知した場合には、学校の中に対策組織を設けるなどして、対応してきたかと思うが、いじめ防止法が施行されてから10年経っても、いじめが減少している状況はうかがえず、全国的に見ると、重大事態が増加しており、いじめ問題の対策が不十分だと言わざるをえない。10年経過していじめの早期発見のための体制は整備されてきたが、いじめを発見した後の対応が不十分であったように見受けられる。保護者が「いじめに気付かなかった」と意見するケースは少なくなっているが、「いじめに気付いていたのに、どうして何もしてくれなかった、どうしてここまでやってくれないんだ」と、意見することが多くなっている。それによって問題が重大化だとか、深刻化しているケースも増えているように思う。

いじめの認知件数が増えると、それに応じて対応件数も増える訳であり、先生方も手が回らなくなり、対応が不十分になることもある。いじめの発見を疎かにしてもよいと言うつもりはないが、今後は、いじめの認知よりも、いじめを認知した後の対応に重点を置くべきではないかと思う。また今日の冒頭で話があったように認知件数が上がっているから、成果があるということではなく、どのように対応していけばよいかに重点において、この審議会も検討していければと思う。

いじめを発見した場合には学校の中に対策組織を設け、先生方それぞれに役割を分担しているが、中にはその役割はこなせない先生もいる。管理職の先生と一緒に当たってカバーすることができるかもしれないが、いじめの件数が増えれば、役割分担を定めて組織づくりをしたとしても手一杯な状態になって対応が不十分になると思う。いじめ対応において学校が組織として、より機能していくための方策としては、いじめの対応をする人員を増やすことを提言する。秋田県は全国1位のスピードで少子化が進んでおり、教師そのものを増やそうとしても、なかなか理解してもらえないかもしれないが、学校は教育する場だけでなく、上手に人間関係を形成するようにできるようにする場でもあると思う。生徒の人間関係に問題が生じている場合には、先生がその問題を解消して正しく人間関係を形成できるように導く必要がある。教師そのものを増やすことが難しいとしても、いじめが発生した場合、対応に当たる先生を増やすことについては、他の学年の先生にも担当してもらうほか、先生だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど学校にいる人を総動員で対応する組織づくりが必要である。それと毎回話しているが、スクールロイヤー制度を活用していただきたい。スクールカウンセラーが不足しているのであれば、なおさら活用してもらいたい。スクールロイヤーは弁護士が担っており、教師に法的な助言をしたり、いじめ防止のための授業や研修などをしたりしている。全国の多くの自治体がスクールロイヤー制度を導入しており、東北地方も秋田県以外は、スクールロイヤー制度、あるいはそれに類似する制度を導入したり、導入に向けて進めている状況である。ぜひ前向きに導入の検討をしていただきたい。いじめの対応に当たる人材、人員を増やすことはお金がかかり、簡単にできることではないかもしれないが、いじめの問題は深刻な状況となっていて、学校の先生が手一杯の状態であることを、県民にも理解してもらい、その上で秋田県には、より一層いじめの対応のための予算をつけてもらいたい。

私の意見は単純であるが実践するのは難しいことなのかもしれない。今の意見について、委員の皆様から何かあるか。

【委員】

スクールロイヤー制度全国的にはもう導入していない県はかなり少ないのか。

【議長】

県単位で見ると導入していないのは全国47都道府県のうち8県ほどであり、多くの自治体がスクールロイヤー制度を導入している。

【委員】

学校が法的なアドバイスを受けるといえるが、いじめではどのように活用されているのか。

【議長】

学校に常駐するわけではなく、月に何回か法的な相談を受ける。いじめの対応方法について相談を受ける場合もある。保護者から意見があったときに、弁護士が代理人として対応することも稀にあるが、そうすると中立性を維持できなくなる。保護者が意見をするのは子どものことを思っていることなので、それを一概に排除することはできない。両方の立場に立って中立的な解決を目指すことが大事であり、そういう形でスクールロイヤーを利用することが全国的になされている。

【事務局】

スクールロイヤーの話があったので、秋田県における今の法律の相談体制について話をしたいと思う。秋田県ではいじめ問題を含み学校現場の法律相談は、県の顧問弁護士に相談しているという状況にある。秋田県で顧問弁護士が2名おり、教育委員会も利用できることになっている。県立学校あるいは義務教育課を通じて、小中学校が法律相談を秋田県の顧問弁護士に相談できる体制になっている。実際に、教育委員会から顧問弁護士への相談は、年間で大体10件くらいの実績があり、顧問弁護士に、親身に相談に乗ってもらっている。全国的に、文部科学省がスクールロイヤーを各県に配置するというので、秋田県にも話があった。先日、文部科学省の方とオンラインで話をして、秋田県は顧問弁護士に相談するという体制について説明したところ、文部科学省にも現状としては機能しているという認識をもっていただいた。決して10件以上相談できないということではなくて、何かあったら法的なアドバイス、些細なことでも相談に乗ってもらえる体制にあり、現状機能していると捉えている。

【議長】

今の説明についてだが、県の顧問弁護士は、必ずしも子どもの問題に精通している弁護士ではない。秋田弁護士会には子どもの人権に関する委員会があり、スクールロイヤーについて十分研究している。仮に秋田弁護士会に依頼が来たら、子どもの問題に精通している弁護士に担当してもらう。顧問弁護士に相談すれば十分だとの考えは、私としては間違っていると思う。弁護士会の派遣なら中立性を維持できるが、顧問弁護士は学校側の代理人として担当しなければならず、実際に中立性が要求される場合に担当できる弁護士が必要ではないか。

【事務局】

確かに代理人になる段階であれば、今の顧問弁護士にそのままということではないと思うが、法律的に何か困ったことがある場合の相談体制としては、今のところ機能していると考えている。

【議長】

中立性が要求される場合、顧問弁護士に頼んだケースは少ないことだけのご理解していただきたい。

【事務局】

スクールロイヤー以外についても発言してよろしいか。いじめに対応する人員を増やすというのは私も同じ思いでいる。教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについて話があった。本会は基本的にはいじめにフォーカスした議論であるが、一方でいじめだけでなく不登校の数も全国的に急増している。学校における暴力行為の件数も、長期的に20年30年スパンで見ると非常に増えている。家庭に問題のある児童生徒も非常に増えており、GIGAスクール構想の中で、ICTの活用という議論もあるが、そのようなところに教員の力が必要だという状況の中で教員の忙しさは加速度的に増しているという認識でいる。したがって、教員でなければできない仕事に集中する体制の整備は非常に重要であると思っている。一方で教員の数を増やすのは法律の枠組みや文科省の会計システムにある予算の枠組みではなかなか我々の思うようにはいかない部分も多いが、増やす努力も一方でしつつ、今の教員の方がより集中して対応いただけるように、働き方改革を進めることも義務教育課では今年最も力を入れて取り組んだ項目の一つであり、来年度に向けてもこのような取組をさらに加速して参りたい。

【委員】

タスクシェアをしていかないと、学校の先生の本業に専念できない。以前のこの審議会でも話したことあるが神経発達症等の問題やメンタルヘルス問題を抱えている子どもが増えており、なかなか現場の教育という枠組みだけではうまくいかない。また医療や福祉の力を使って対応することで良い結果につながるものがたくさんあるので、そういう視点から、専門的知識をもつ方に効果的に活躍していただく。繰り返しになるが、そのためにはただ広報しているだけでは難しく、そのような人材を集

積している組織などに働きかける必要がある。

【議長】

弁護士会としてはいつでもスクールロイヤーを派遣できるように対応体制を整える必要があるが、活用されるか分からないので今は中断している状況である。もし活用するということであればスクールロイヤーを派遣できるよう弁護士会の会員に協力してくれないかとお願いしていく。学校側がどういう状況にあり、どういった問題があるのか、弁護士会でも把握し、その問題点を改善するには、どうしたらよいか検討することも必要かと思っている。ただ、現時点において学校の現場がどういう状況にあるか把握できていない状況にあるので、どのような形で対応していけばよいのか適切な提案ができない。そのような観点からも弁護士が学校現場に関わっていくことを検討してもらいたい。

【事務局】

スクールロイヤーについて、義務教育段階においては構造的に市町村教育委員会を挟むので、若干県立学校とは議論が異なるが、それぞれの市町村においては、弁護士に相談する案件が、都市部と周辺部では、違いがある状況の中で、一部の市町村においてはこのスクールロイヤーの議論を始めているところもあると聞いている。県立学校では当然議論があるが、それぞれの状況において市町村においても、今この議論が始まっているところだということを認識していただきたい。

【事務局】

スクールロイヤーについて、話があったが、議長が言うように、私どもも課題意識をもっている。具体的に言うと、いじめ問題について、被害者加害者問わず、弁護士を立てるケースが少しずつ増えてきており、弁護士が、いじめ問題について課題解決を探るケースも少なからずあるという状況にある。今後、県立高校がスクールロイヤーの制度をどのように活用できるか、そのような組織をどう作っていくべきかという点は、議長がこれまでいろいろ提唱してくれた。それから、実際、本当に機能するのか。今は、先生方やスクールカウンセラースクール、ソーシャルワーカーなどいろいろな人がこのいじめ問題に関わってくれているので、スクールロイヤーがどのように関わっていくのか、そのようなところを研究しながら、また議長に相談させていただきたい。

【議長】

先ほど、委員の方から話が出たが、学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、あるいは今後スクールロイヤーが入ったら、専門家同士の連携が必要である。これらが充実することが、より組織が機能することにつながると思う。

最後になるが、私の意見で提言をまとめたい。

いじめの対応が組織として機能するためには、何よりいじめの対応に当たる人員を増やすべきである。教師による対応だけでは困難である、不十分であれば、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどを組織の中に入れて対応に当たるべきである。その前提として、今後はいじめの発見のみならず、いじめを発見した後の対応に特に重点を置いていじめの重大化を防止すべきである。今回のテーマについてはそのようにまとめさせていただいて提言することにする。

最後に、その他として何か意見があれば伺いたい、よろしいか。

それでは議事を終了する。進行を事務局にお返しする。

【司会】

以上をもって、令和5年度秋田県いじめ問題対策審議会を閉会する。
御出席いただいた皆様に感謝申し上げます。